



三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)

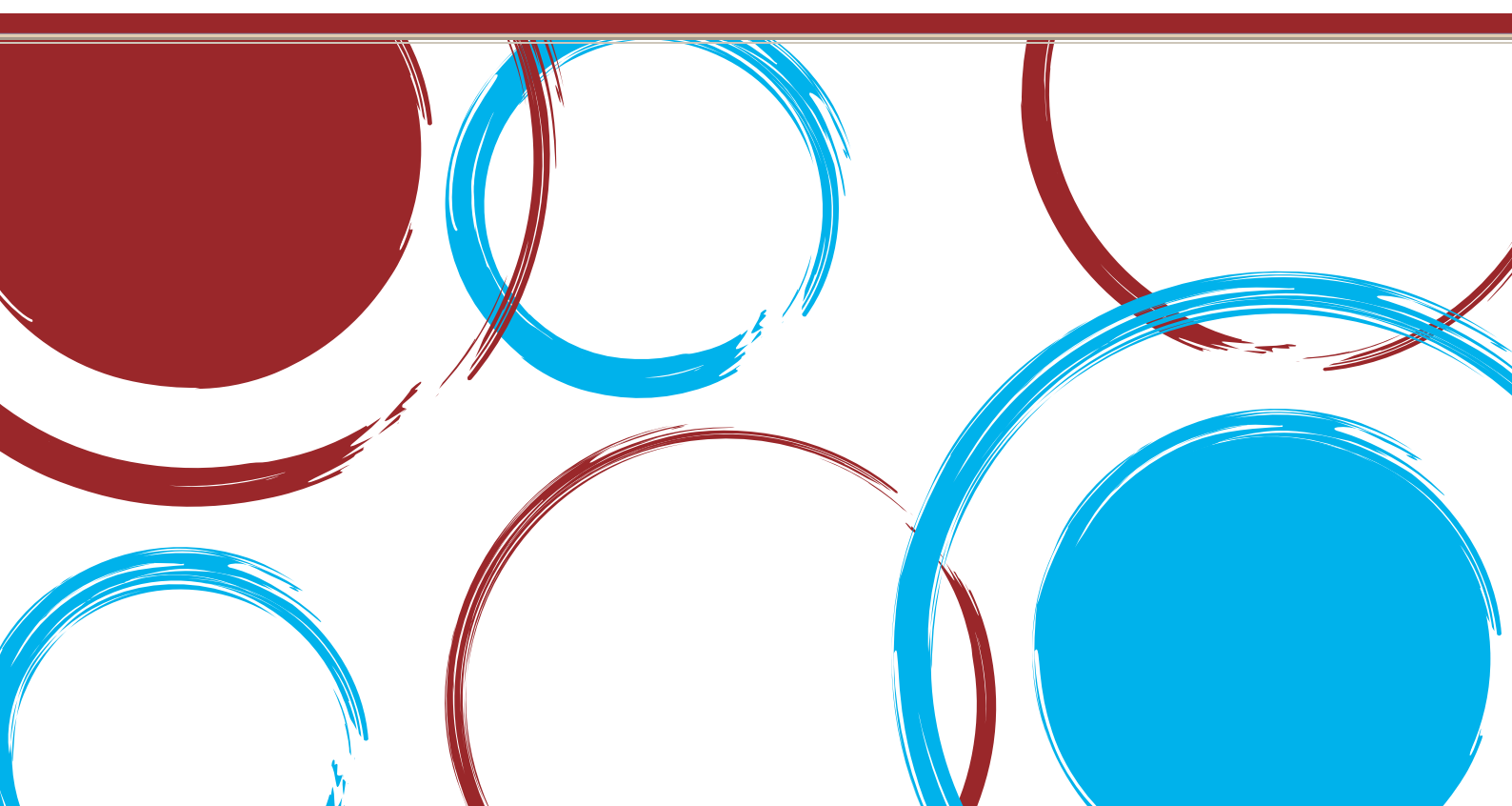
使用開始日: 2019年12月10日

エス・ビー・日本債券ファンド

追加型投信／国内／債券

愛称 「ベガ」

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しております。また、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

委託会社等の情報

＜委託会社＞ [ファンドの運用の指図を行う者]

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

＜受託会社＞ [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

委託会社への照会先

＜ホームページ＞

<https://www.smd-am.co.jp>

＜フリーダイヤル＞

0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

＜委託会社の情報＞

委託会社名：三井住友D Sアセットマネジメント株式会社

設立年月日：1985年7月15日

資本金：20億円(2019年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：9兆4,177億円(2019年9月末現在)

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	債券	債券 一般	年2回	日本

商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うエス・ビー・日本債券ファンドの募集については、発行者である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2019年12月9日に関東財務局長に提出しており、2019年12月10日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みくださいますようお願い申し上げます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、わが国の公社債へ投資することにより、わが国の国債市場全体に投資した場合の投資収益を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1.主としてわが国の公社債等に投資します。

- わが国の国債市場全体に投資した場合の投資収益を中長期的に上回る投資成果を目指して、アクティブに運用します。
- 運用にあたっては、安定したインカムゲイン(利息等収益)の確保とともに、投資環境に応じて債券先物取引等を活用し、キャピタルゲイン(売買益)の獲得を目指します。
- 債券先物取引等の活用は、組入債券の価格変動リスクを回避するためだけでなく、ポートフォリオの平均年限を－5年程度～＋10年程度(長期債換算で50%程度の売建～100%程度の組入れ)の範囲内で行います。
- 外貨建資産への投資は行いませんので、為替リスクはありません。

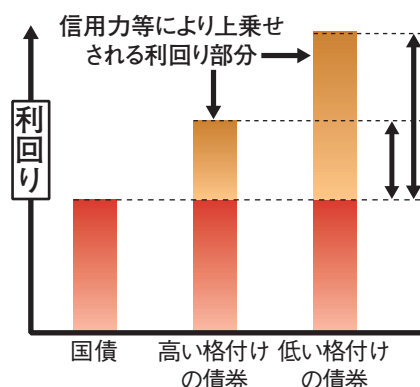
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

社債等の利回りについて

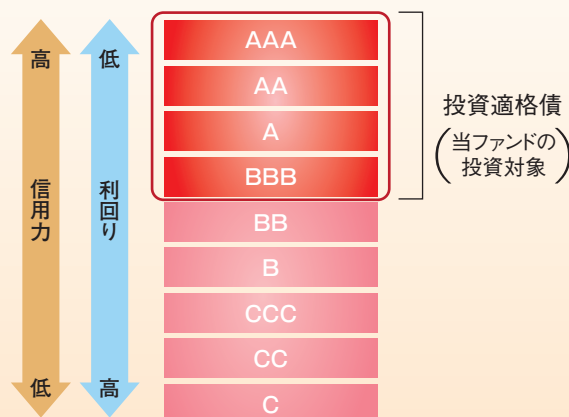
一般的に社債等の利回りは、国債の市場金利を基準に、その発行体の信用リスク(信用力)等に基づいた利回りが上乗せされて決定されます。

信用力を判断する基準の一つに「格付け」があります。

■格付けの高い債券と低い債券との利回りの差



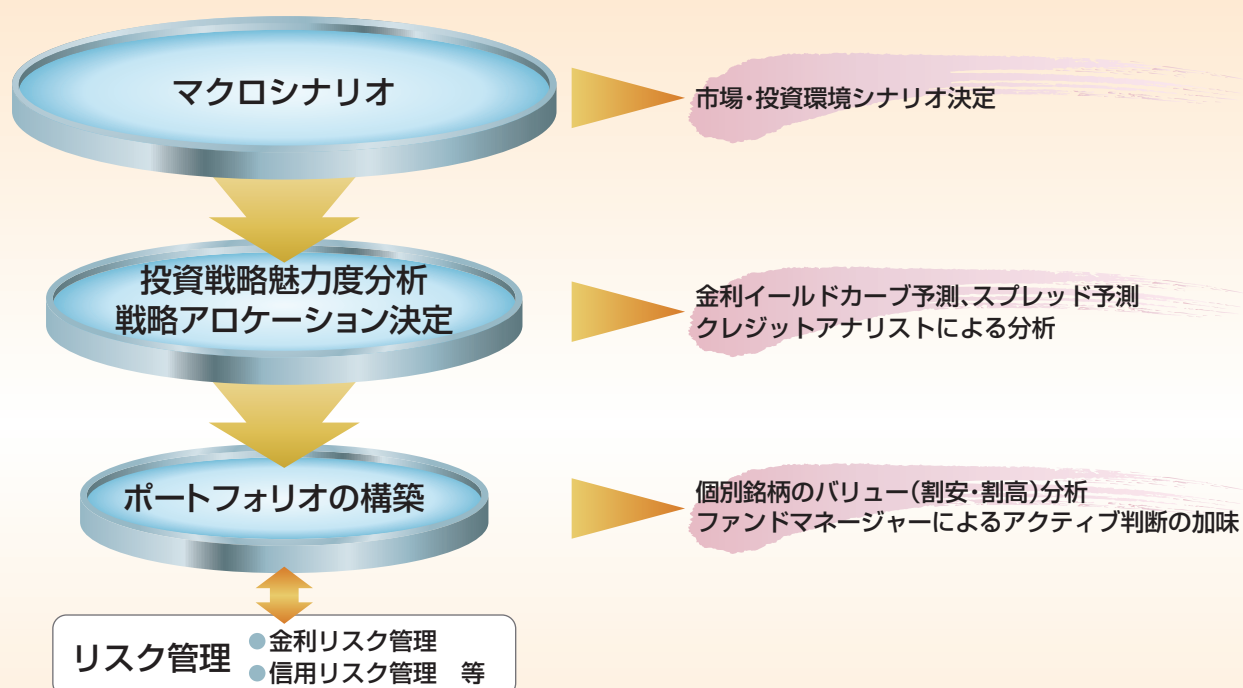
■格付けと信用力、利回りの関係



※上記はイメージであり、将来の投資成果等を保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

なお、運用にあたっては、以下のプロセスで行います。

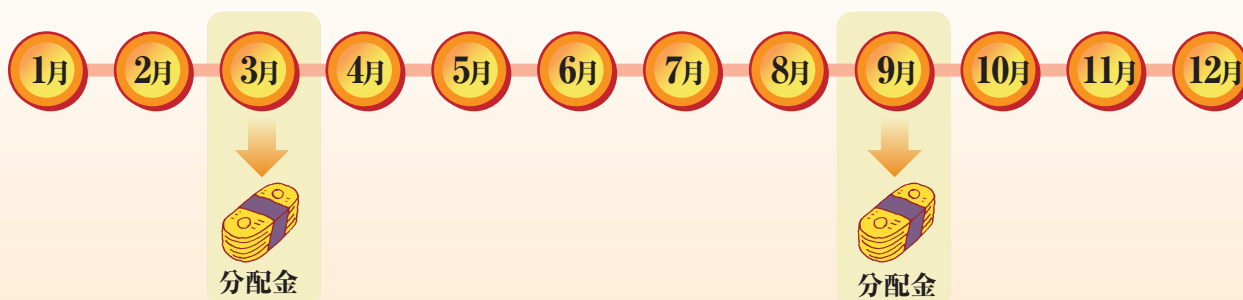


※運用プロセスは、今後変更になることがあります。

2. 毎決算時に、原則として分配を目指します。

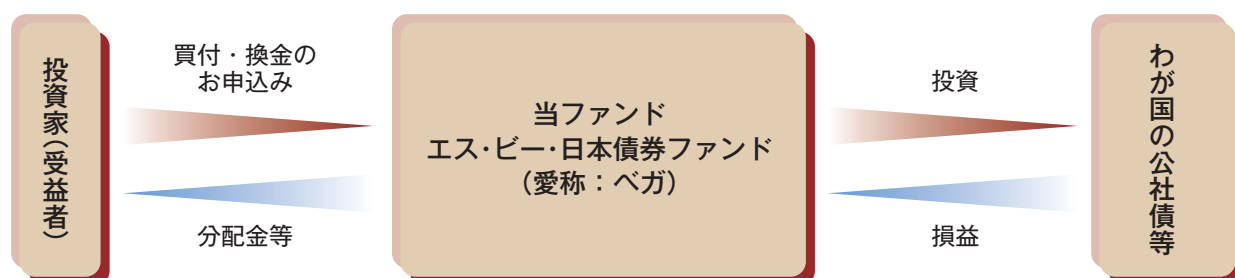
- 毎年3、9月の7日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配方針に従い、分配を目指します。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<分配のイメージ>



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの仕組み



主な投資制限

投資制限の対象	投資制限の内容
●株式	株式（転換社債の転換等により取得したものに限りします。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
●同一銘柄の株式	同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
●投資信託証券	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
●同一銘柄の転換社債等	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
●外貨建資産	外貨建資産への投資は行いません。

*デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

投資リスク

- 当ファンドは、債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

流動性 リスク

投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

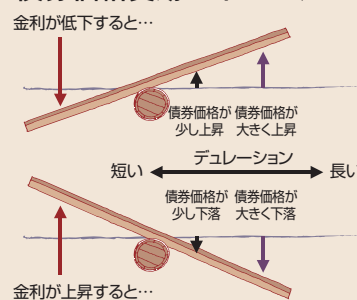
金利変動に伴う リスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

■デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

<金利変動による 債券価格変動のイメージ>



※上記はイメージであり、将来の投資成果等を保証するものではありません。

信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きますと、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

その他の留意点

・分配金に関する留意事項

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

・クーリング・オフについて

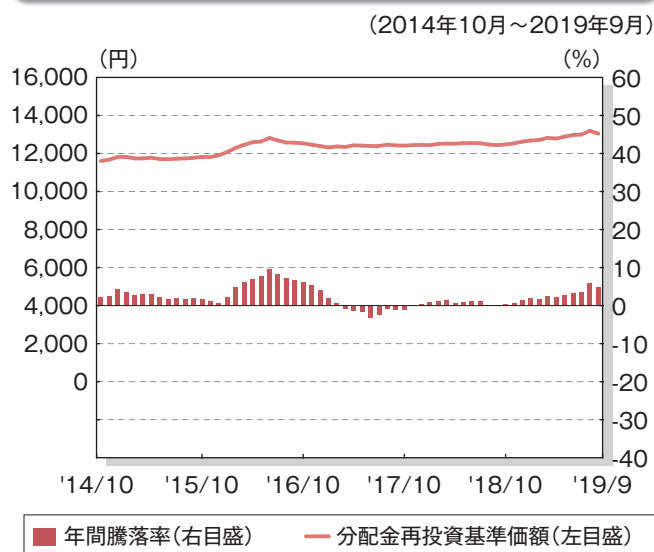
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

(参考情報)

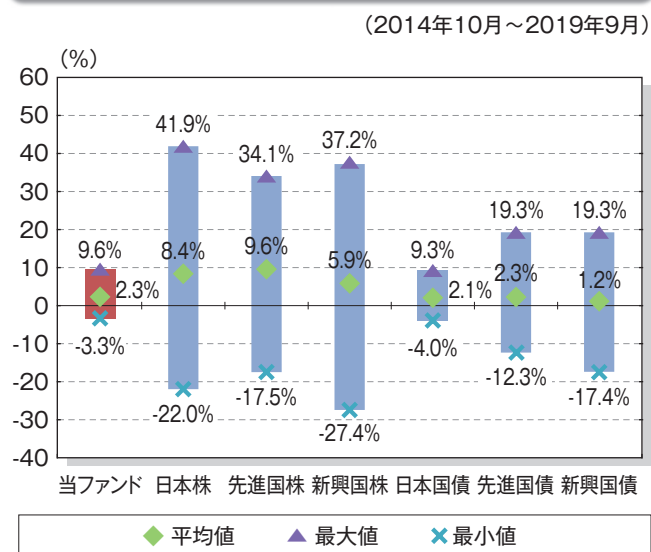
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

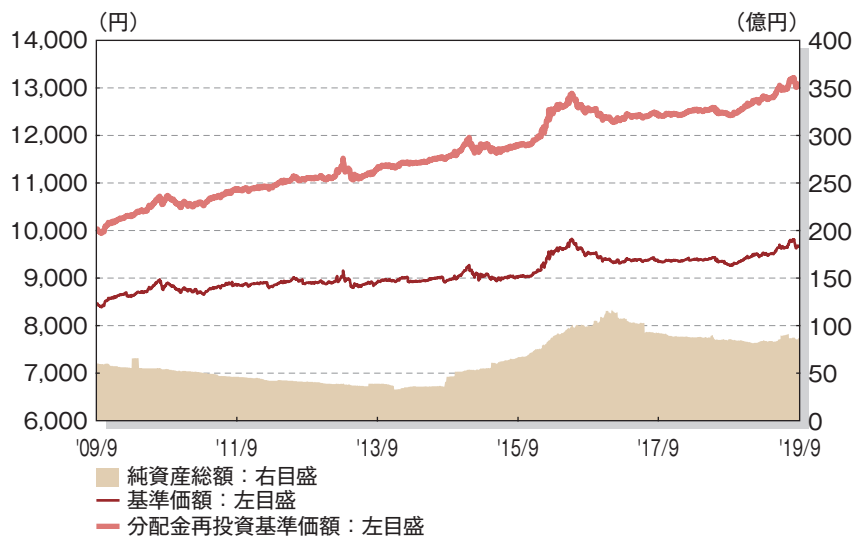
<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

基準価額・純資産の推移

(2009年9月30日～2019年9月30日)



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

2019年9月	40円
2019年3月	40円
2018年9月	40円
2018年3月	40円
2017年9月	40円
設定来累計	2,910円

* 分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

上位10銘柄

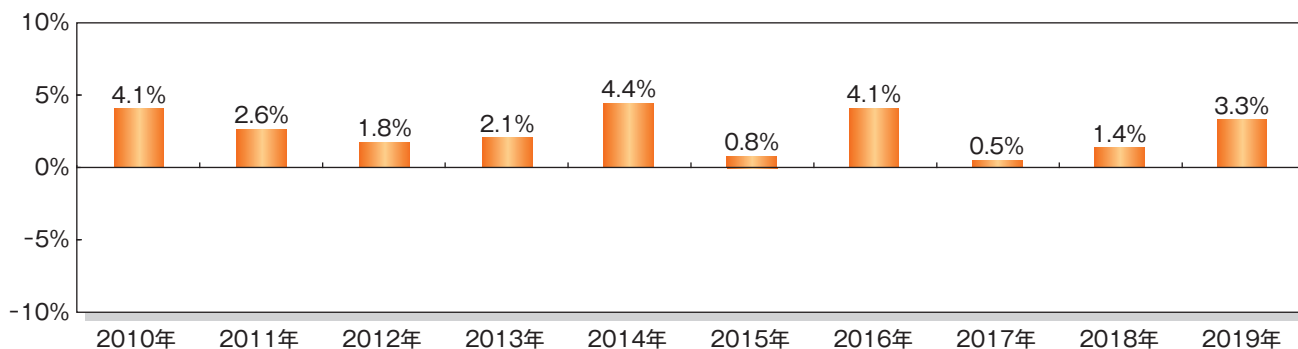
	投資銘柄	種別	投資比率
1	63 30年国債	国債証券	7.0%
2	355 10年国債	国債証券	5.9%
3	167 20年国債	国債証券	3.7%
4	169 20年国債	国債証券	3.5%
5	24 30年国債	国債証券	3.2%
6	42 地方公共団20	特殊債券	2.6%
7	168 20年国債	国債証券	2.4%
8	12 40年国債	国債証券	2.4%
9	5 三菱商事劣後FR	社債券	2.3%
10	112 住宅機構RMBS	特殊債券	2.1%

債券種別構成

種別	投資比率
社債券	47.8%
国債証券	31.8%
特殊債券	11.7%
地方債証券	5.8%

* 投資比率は全て純資産総額対比

年間収益率の推移



* ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2019年は9月末までの収益率です。

* ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

* ファンドには、ベンチマークはありません。

- ・ ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購入単位 お申込みの販売会社までお問い合わせください。

購入価額 購入申込受付日の基準価額

購入代金 販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位 お申込みの販売会社までお問い合わせください。

換金価額 換金申込受付日の基準価額

換金代金 換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

申込締切時間 原則として午後3時までとします。

購入の申込期間 2019年12月10日から2020年12月7日までです。
 (申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

換金制限 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

購入・換金申込受付の中止及び取消し 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。

信託期間 無期限(1998年3月23日設定)

繰上償還 信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

決算日 毎年3月、9月の7日(該当日が休業日の場合は翌営業日)

収益分配 年2回の決算時に分配を行います。
 * 分配金自動再投資型を選択された場合は、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されます。

信託金の限度額 3,000億円

公告 原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ
 (<https://www.smd-am.co.jp>) に掲載します。

運用報告書 決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

課税関係 課税上は株式投資信託として取扱われます。
 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。
 当ファンドは、益金不算入制度および配当控除の適用はありません。
 ※上記は2019年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日、信託財産の純資産総額に**年率0.407%(税抜0.370%)～年率0.902%(税抜0.820%)**を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)の率は、前月最終営業日の新発10年国債利回り(日本相互証券株式会社発表終値。以下「新発10年国債利回り」といいます。)に応じて以下のとおりとし、毎月の第1営業日の計上分より適用します。

運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

<運用管理費用(信託報酬)の配分>

運用管理費用 (信託報酬)	新発10年 国債利回り	0.5%未満	0.5%以上 1.0%未満	1.0%以上 1.5%未満	1.5%以上	
	合計	年率0.407% (税抜0.370%)	年率0.572% (税抜0.520%)	年率0.737% (税抜0.670%)	年率0.902% (税抜0.820%)	—
	委託会社	年率0.170% (税抜)	年率0.245% (税抜)	年率0.320% (税抜)	年率0.395% (税抜)	ファンドの運用等の対価
	販売会社	年率0.155% (税抜)	年率0.230% (税抜)	年率0.305% (税抜)	年率0.380% (税抜)	購入後の情報提供、運用 報告書等各種書類の送 付、口座内でのファンド の管理等の対価
	受託会社	年率0.045%(税抜)				運用財産の管理、委託 会社からの指図の実行 の対価
	その他の費用・ 手数料	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の 保管等に要する費用等は信託財産から支払われます。 ※監査報酬の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。監査報酬以外の費用等につ きましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができ ません。				

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方※で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」もあります。
- ・2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・上記は2019年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



三井住友DSアセットマネジメント

このページは、LINE 証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

・当ファンドの手数料などお客様にご負担いただく諸経費等については、銘柄詳細画面や目論見書をご覧ください。

※当社では投資信託の購入時手数料はいただいておりません。

・当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預かり口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします。（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）

当ファンドの販売会社の概要

商号等	LINE 証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3144 号
本店所在地	東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号 住友不動産大崎ガーデンタワー22 階
連絡先	https://line-sec.co.jp/contact/top
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	200 億円（2020 年 4 月時点）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2018 年 6 月 1 日

○ お取引内容に関するお問い合わせ等について

お取引内容に関するお問い合わせ、ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

【連絡先 <https://line-sec.co.jp/contact/top>】

○ 指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下の ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。

（ADR 機関のご利用に際して不明な点ございましたら、上記の連絡先までご照会ください）

【 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル） 】

注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

【金融商品販売法に係る重要事項のご説明】

投資信託は、組み入れた株式、債券、不動産、その他商品の価格や評価額が、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の影響により変動するため、基準価額が下落し、損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、組み入れた株式、債券等の発行会社の財務状況の悪化に伴い、基準価額が下落し、損失が生じるおそれがあります。外貨建ての商品を組み入れた投資信託については、為替相場の変動により損失が生じるおそれがあります。

投資信託のリスクは組み入れた商品毎に異なります。詳細については各投資信託の銘柄詳細画面や目論見書をご確認ください。

— ご留意事項 —

【レバレッジ投資信託をご購入のお客様へ】

- ① ブル型については、対象となる指数に対して一定倍率での投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が下落した場合、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があります。
- ② ベア型については、対象となる指数に対して一定倍率反対となる投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が上昇した場合に、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があります。

【投資信託の収益分配金に関するご説明】

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りになります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

◇分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



◇分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、同額だけ減少します。